



<p>調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項</p>	<p><b>調剤管理料</b> 当薬局では、患者様に安全かつ適正にお薬を使用していただくため、薬剤服用歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等を確認しております。また、処方された薬剤について重複投与、相互作用、薬剤の適正使用の観点から必要な薬学的分析及び評価を行い、その結果を踏まえて調剤を実施しております。これらの業務を行った場合、処方箋受付1回につき、厚生労働省の定める調剤管理料を算定しております。</p> <p><b>服薬管理指導料</b> 当薬局では患者様ごとに作成した薬剤服用歴に基づき、処方された薬剤の重複投与、相互作用、薬物アレルギー等を確認したうえで、薬剤情報提供文書を用いて薬剤の服用に関する説明を行っております。また、必要に応じて医薬品リスク管理計画（RMP）に基づく資料を活用し、適正使用のための情報提供を行っております。</p> <p>さらに、服薬状況や副作用歴等の確認、服薬に関する相談対応、薬剤服用歴への記録管理等を行った場合には、厚生労働省の定める服薬管理指導料を算定しております。</p> <p>患者様の状況に応じて、以下の区分を算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■前回の来局から3ヶ月以内に再度処方箋を持参された患者様に対して服薬管理指導を行った場合</li> <li>■前回の来局から3ヶ月を超えて再度処方箋を持参された患者様、またはお薬手帳をご持参・ご提示いただけなかった患者様に対して服薬管理指導を行った場合</li> <li>■介護老人福祉施設等に入居されている患者様に対して服薬管理指導を行った場合</li> <li>■情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合</li> <li>■かかりつけ薬剤師による服薬管理指導を行った場合</li> </ul>								
<p>特掲診療料の施設基準に関する事項</p>	<p>調剤報酬に関する下記の施設基準を地方厚生局に届出しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤基本料1</li> <li>・地域支援・医薬品供給対応体制加算1</li> <li>・電子的調剤情報連携体制整備加算</li> <li>・服薬管理指導料の注1に規定する施設基準</li> </ul>								
<p>明細書の発行状況に関する事項</p>	<p>当薬局では、医療の透明化及び患者様への情報提供の推進のため、領収書の発行の際に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた調剤に関する項目等が記載されます。明細書の発行を希望されない場合は、お申し出ください。</p>								
<p>長期収載品の選定療養に関する事項</p>	<p>後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、患者様のご希望により先発医薬品を選択される場合は、選定療養の対象となります。</p> <p>この場合、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当額を、特別の料金としてご負担いただきます。なお、この特別の料金には別途消費税がかかります。（選定療養）。</p> <p>特別の料金は、通常の医療保険における一部負担金とは別にお支払いいただきます。</p> <p>ただし、医師又は歯科医師が医療上の必要性があると判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合等は、選定療養の対象外となります。</p> <p>後発医薬品への変更についてご不明な点がございましたら、お気軽に薬剤師までご相談ください。</p>								
<p>電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項</p>	<p>当薬局は電子的調剤情報連携体制整備加算に係る施設基準を満たしております。</p> <p>オンライン資格確認システム等により取得した診療情報、薬剤情報等を活用し、質の高い調剤及び服薬指導を実施しております。</p> <p>また、電子処方箋及び電子薬歴を活用した医療情報の連携を推進するとともに、医療DXを通じて安全かつ適正な医療の提供に努めております。</p> <p>当薬局では、以下の体制を整備しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認を行う体制</li> <li>・電子処方箋に対応する体制</li> <li>・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制</li> <li>・オンラインによる調剤報酬請求体制</li> <li>・医療DX推進のための情報活用体制</li> <li>・サイバーセキュリティ対策の実施</li> </ul>								
<p>居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提供するサービスの種類             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> </li> <li>2. 営業日および営業時間             <p>月・火・水・金曜 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00、木曜・日曜・祝日 休み</p> <p>※緊急時はこの限りではありません。</p> </li> <li>3. 利用料金（1割負担の場合）             <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>①単一建物居住者が1人の場合</td> <td style="text-align: right;">518円/回</td> </tr> <tr> <td>②単一建物居住者が2～9人の場合</td> <td style="text-align: right;">379円/回</td> </tr> <tr> <td>③①及び②以外の場合</td> <td style="text-align: right;">342円/回</td> </tr> <tr> <td>④情報通信機器を用いて行う場合</td> <td style="text-align: right;">46円/回</td> </tr> </table> <p>※2割負担及び3割負担の方は、負担割合に応じた金額となります。</p> </li> </ol>	①単一建物居住者が1人の場合	518円/回	②単一建物居住者が2～9人の場合	379円/回	③①及び②以外の場合	342円/回	④情報通信機器を用いて行う場合	46円/回
①単一建物居住者が1人の場合	518円/回								
②単一建物居住者が2～9人の場合	379円/回								
③①及び②以外の場合	342円/回								
④情報通信機器を用いて行う場合	46円/回								

	<p>※ 月 2 回以上算定する場合は、週 1 回を限度とします。ただし、末期の悪性腫瘍の患者様、注射による麻薬の投与が必要な患者様、又は中心静脈栄養を受けている患者様については、週 2 回かつ月 8 回を限度とします。</p> <p>※ 麻薬等の特別な薬剤管理が必要な場合は、100 円／回が加算されます。</p>
<p>容器代等保険外費用に関する事項</p>	<p>当薬局では、療養給付と直接関係のない以下の項目において、実費で負担をお願いしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>○患者様のご希望による一包化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 日分ごとに 100 円 (43 日分以上は一律 700 円)</li> </ul> <p>○薬剤の容器代</p> <p>調剤に使用する容器について、以下のとおり実費負担をお願いしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軟膏容器 6～120ml : 50 円</li> <li>・ 噴霧容器 30ml : 30 円</li> <li>・ 水剤容器 30～200ml : 50 円</li> <li>・ 点眼容器 10ml : 20 円</li> <li>・ 点鼻容器 20 ml : 60 円</li> </ul> <p>○薬剤の郵送費</p> <p>患者様のご希望によりお薬を郵送する場合の送料は、原則として患者様のご負担となります。</p>